

大規模事業評価調書

環境生活部 消費生活・文化課、共同参画社会推進課
令和3年6月作成

I 事業の概要

事業の名称	宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業
事業の概要	<p>【概要】</p> <p>仙台医療センター跡地に、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）の集約・複合化施設を整備し、両施設が抱える老朽化などの課題を解消するとともに、利用者間の交流や事業の連携などを通して、両施設のこれまでの取組を更に発展・強化するもの。</p> <p>(1) 設置場所 仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区宮城野二丁目地内）</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>イ 宮城県民会館 開館年月：1964年（昭和39年）9月 延床面積：12,470㎡ 敷地面積：3,627㎡ 構造：鉄骨鉄筋コンクリート 階数：地下1階・地上6階 主な諸室機能：大ホール（1,590席）、楽屋、会議室、教養室、展示室、リハーサル室等</p> <p>ロ みやぎNPOプラザ 設置年月：2001年（平成13年）4月 ※ 入居する榴ヶ岡分室庁舎の建築年月 1967年（昭和42年）11月 延床面積：1,262㎡（みやぎNPOプラザのみ） 敷地面積：4,942㎡ 構造：榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館） 本館 鉄筋コンクリート造 書庫 鉄筋コンクリート造 階数：本館 地上3階・地下1階 書庫 地上3階（5層式） ※ みやぎNPOプラザは1階に入居 主な諸室機能：交流サロン、会議室、NPOルーム、レストラン、共同作業室、事務室等</p> <p><附属資料1 仙台医療センター跡地 位置図> <附属資料2 仙台医療センター跡地 現況写真> <附属資料3 宮城県民会館 施設概要> <附属資料4 みやぎNPOプラザ 施設概要></p> <p>【上位計画との関連】</p> <p>○新・宮城の将来ビジョン ○新・宮城の将来ビジョン実施計画 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり (5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる 取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興</p> <p><附属資料5 新・宮城の将来ビジョン（令和2年12月策定）抜粋> <附属資料6 新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月）抜粋></p>

	<p>○宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期） 方針1 文化芸術の持つ力の活用 施策2 文化芸術による地域の活性化 （2）様々な分野との連携・協働による地域力の向上 方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり 施策7 文化芸術に触れる機会づくり （5）文化施設等の整備・活用 <附属資料7 宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（令和3年3月）抜粋></p> <p>○宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次） 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備 施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します 1 みやぎNPOプラザの機能の充実 2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化 <附属資料8 宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（令和3年3月改定）抜粋></p>
<p>事業計画の背景</p>	<p>【背景】</p> <p>（1）本県における公共施設の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は、延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えている。 ・ 人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、本県の公共施設（公用施設及び公共用施設）の更新等にかかる費用の推計は、平成28（2016）年度からの40年間で総額約1兆2,394億円（年平均309億円）になるとされている。 ・ また、道路や橋梁、河川管理施設、ダム、水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり、今後更新等の必要が生じることから、将来の一層の厳しい財政状況が想定されている。 ・ 厳しい財政状況の中においては、公共施設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていくことが必要である。 <p>（2）宮城県民会館の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設から50年以上が経過し、建物の内外装の摩耗・汚損、電気・空調・舞台機構の劣化など施設・設備の老朽化が進んでおり、故障リスクが増大している。 ・ 中心市街地に立地しているため、搬入口に面した道路が一方通行であることに加え、車両通り抜けや留め置き、駐車ができず、資材搬入が困難である。また、バリアフリーに対応していないことや舞台やロビーが狭いなど、利活用面で大きな課題となっている。 ・ 大ホールの平均稼働率（平成28年度～令和元年度）は、80%を超える高稼働で予約が取りづらい。仙台市内のホールにおいても、座席数が大規模になるほど稼働率が高くなり、特に、土・日曜日の公演が過密化しており、慢性的なホール不足状態である。 ・ 仙台市が音響を重視した高機能な2,000席規模の多機能ホールの整備について検討を進めていることを前提に、県が平成30年度に実施した「宮城県民会館需要調査」では、ホール需要、さらにはあるべき施設像の一つとして2,000席規模の施設整備の方向性が示されたため、現在の県民会館の高稼働状況及び仙台市内のホール不足への対応を考慮すると、県が2,000席規模の施設を整備しても、施設の供給過剰になることは想定されにくいと分析した。 ・ また、令和2年度に仙台市が実施した需要想定調査では、「宮城県民会館整備基本構想」を前提としても、市の音楽ホールは十分な需要が見込まれるとの結果となっている。

	<p>(3) みやぎNPOプラザの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状態にある。 既存施設を改修して利用しているため、会議室など諸室の規模が限られており、研修や交流イベントなどの自由度や参加人数が制限されている。 <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化の解消及び機能性の向上 ○ 集約・複合化による施設規模の適正化 ○ 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することによる相乗効果
<p>これまでの取組状況</p>	<p>本県では、これまで整備してきた県有施設等について、県に求められる役割や社会情勢の変化等に伴い利用需要の変化が予想されること、また、今後、老朽化が進行し、改修や更新の時期を迎え、財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、長期的・総合的な視点から、今後10年における施設管理に関する基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針（以下「管理方針」という。）」を平成28年7月に定めた。</p> <p>また、宮城県民会館等を含む、老朽化が進行している10施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、管理方針で示された基本方針（安全・安心の確保、施設の維持管理費用の低減・平準化、施設総量の適正化）を前提に部局を横断した検討を行い、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針（以下「再編基本方針」という。）」を策定した。</p> <p>再編基本方針では、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約する」こととし、宮城県美術館については両施設と「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」こととした。</p> <p>これを受けて、令和2年4月から、宮城県美術館の現地改修と移転集約について、様々な観点からメリット・デメリットを整理・分析した上で、整備の方向性について検討を行い、県民説明会や県議会への報告を経て、令和2年12月、「宮城県美術館は現地改修（増築は行わない）、宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地へ移転集約することとし、今後の検討を進める。」ことを決定した。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設の整備に向けた基本的な考え方を示す「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を令和3年3月に策定した。</p> <p>＜附属資料9 県有施設等の再編に関する基本方針＞ ＜附属資料10 仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県有施設等の適正管理に関する取組の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 7月 「宮城県公共施設等総合管理方針」の策定 平成31年 3月 「宮城県公共施設等総合管理方針」の一部改訂 令和 元年 5月 「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の開催 ～令和2年 2月 令和 2年 3月 「県有施設等の再編に関する基本方針」の策定 ○ 宮城県民会館、みやぎNPOプラザの集約・複合化に関する取組の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年 5月 「宮城県民会館需要調査」の実施 ～10月

	<p>平成31年 2月 「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」 ～令和元年 9月 の開催</p> <p>令和 2年 3月 「宮城県民会館整備基本構想」の策定</p> <p>令和 2年 12月 仙台医療センター跡地における県有施設再編の 施設整備に向けた県の方針の決定</p> <p>令和 3年 3月 「仙台医療センター跡地における県有施設再編に に向けた基本構想」の策定</p>
今後のスケジュール	<p>令和3年度 大規模事業評価、プロポーザル方式による設計事業候補者選定</p> <p>令和4年度～令和6年度 基本設計・実施設計</p> <p>令和7年度～令和10年度 建築工事</p> <p>供用開始予定 令和10年度中</p> <p>○ 現県民会館の跡地は、移転時期も考慮しながら、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上につながるような利活用方策について、仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議・調整を行う。</p> <p>○ 榴ヶ岡分室庁舎の跡地は、他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら、仙台市のまちづくりや周辺の環境等を踏まえ、今後、県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行う。</p>

II 事業内容

用地関係	予 定 地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内
	用地確保の状況	用地の確保 済・未 ※ 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター用地と県有地との交換により取得予定。 造成面積 54,530.31㎡ 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()
	敷 地 面 積	54,530.31㎡
	規 制 の 状 況	規制区域 市街化区域 用途 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 300% その他 大規模集客施設制限地区, 第4種高度地区
建設関係	事業規模	延べ床面積 22,200㎡ 構造(想定) 鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄骨造 地下1階地上5階 整備される主な施設 ホール部門: 大ホール (8,000㎡) 民間非営利活動部門: 交流サロン, NPOルーム, 相談室, (600㎡) 共同作業室 創造・育成・連携拠点部門: スタジオシアター, スタジオ等 (4,700㎡) 交流・コミュニティ部門: ギャラリー, アートライブラリー, (2,800㎡) 会議室, エントランスロビー, カフェ 等 管理運営部門: 事務室, 廊下, 機械室等 (6,100㎡)

III 事業費

建設費 A	調査費	101.5百万円
	設計費	927.8百万円
	工事費	24,309.8百万円 (監理費含む)
	その他(用地費, 負担金等)	0百万円
	合 計	25,339.1百万円
	【財源内訳】	
	一般単独事業債	
	起債	18,827.0百万円
	一般財源	6,512.1百万円
	合 計	25,339.1百万円
維持管理費 B	30年間の維持管理費の累計 <建設後の施設の利用を令和10年~令和39年の30年間と想定>	
	人的経費	5,915.0百万円
	修繕・補修関係経費	15,157.5百万円
	※15年目に設備更新, 30年目に大規模改修を予定	
	運営・管理経費	12,202.8百万円
	その他(-)	0百万円
	合 計	33,275.2百万円

	【財源内訳】 一般財源 合 計 33,275.2百万円
合計 A+B	58,614.3百万円 【参考：現在価値換算後】 37,756.9百万円 <割引率1.8%> (30年国債の過去30年平均)

IV 評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項（事業再評価の場合は第2項も含む）各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【宮城県民会館】

- 文化芸術振興に関する国の基本理念を初めて明らかにした「文化芸術振興基本法（平成29年改正）」が平成13年に制定された後、平成24年には、基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が、平成25年には、設置者または運営者が取り組むべき事項を定めた「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が制定された。
- これら国の法令において、劇場・音楽堂等は人々の心を豊かにし、活力ある社会を構築するための重要な文化拠点であると定められ、また、その運営に関しては、質の高い事業の実施や、地域特性を生かしたまちづくり、専門的人材の養成といった観点が重視されている。
- また、県の文化芸術振興ビジョンにおいて、文化施設は関係団体等と連携しながら様々な社会課題を解決する場としての役割を果たしていく必要があるとされている。
- 宮城県民会館には、東北地方全体の需要を見据えた地域の要となることが求められていることに加え、東北全体からの集客はもちろんのこと、近年のインバウンドの動きを視野に、国内外から人が集う拠点施設としての役割も求められている。
- また、大ホール単一の機能だけではなく、創造・普及活動に利用できるような施設を併せ持つなど、文化政策上、ホールに課せられた役割を満たしながら、商業的な要求にも応えられる、柔軟で多機能な施設が求められている。
- 宮城県民会館は、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。特に文化的な環境が十分でない地域へのアウトリーチ活動や、スタッフ研修、公演の共同制作などを通じた人材育成活動が必要とされており、市町村単位では手の届かない部分を中核拠点施設として補っていくことが求められている。

【みやぎNPOプラザ】

- 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、人手不足や経済規模の縮小、地域コミュニティの機能低下など、社会を取り巻く環境が変化し、地域や個人の課題はますます多様化・複雑化している中、社会構造の変化に対応するだけでなく、自然災害や感染症などの不測の事態にも対応できる地域社会の構築を目指すためには、これまで以上に多様な主体の参画、連携・協働の推進が必要であり、社会の課題解決に自主的・自発的に取り組むNPOが果たす役割や、NPOへの期待はますます大きくなっている。
- みやぎNPOプラザは、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）に基づき、平成13年4月に設置された。これまで、様々な情報の受発信と活動の場の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組んできたが、引き続き県の中核機能拠点として県内各地域で活動するNPOへの支援事業を展開するとともに、みやぎNPOプラザを中心とした県内のNPO支援施設とのネットワーク強化や中間支援組織等との連携・協働を図っていくことが求められている。

【県有施設全般】

- 本県では、高度経済成長期等に集中的に整備した施設が今後更新や大規模改修の時期を迎える一方で、人口減少等により公共施設等の利用需要も変化することが想定されることから、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに公共施設等の最適な配置等を行っていく必要が生じている。
- 老朽化が進行し、今後建替えや大規模修繕等が見込まれる施設のうち、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては、会議室やレストラン等の類似の諸室機能の共有化により、施設規模の適正化を図るとともに、幅広い利用者が集まる文化芸術施設と県内のNPO活動の拠点が併設されることで、文化芸術の分野においても様々な活動に意欲的に取り組んでいる団体との接点生まれ、連携・協働の可能性が示唆されている。

- ・ 以上のように、文化芸術及びNPO活動の更なる振興を図るとともに、施設規模の適正化や運営効率化を図るためには、事業の実施は必要である。

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

【宮城県民会館】

- ・ 宮城県民会館は、県民会館条例（昭和39年宮城県条例第1号）に基づき、県が設置する施設であり、県民が文化芸術を創造し、享受する場を提供することにより、文化芸術の総合的な交流及び文化芸術の振興を図り、県民生活の向上に寄与する役割を担っている。
- ・ 新たな県民会館の整備の在り方を示す「宮城県民会館整備基本構想」では、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。
- ・ また、基本理念のひとつに「人材育成×活動支援×地域連携」を掲げ、文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指すとともに、県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出することとしている。

【みやぎNPOプラザ】

- ・ みやぎNPOプラザは、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）に基づき、県が設置する施設であり、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点としての役割を担っている。
- ・ 「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」では、NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進し、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築することとしている。
- ・ 以上のように、文化芸術及びNPO活動を促進するとともに、県内市町村が求める支援に対応するためには、県が主体となり両施設を整備することが必要であり、県が事業主体となることが適切である。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

【宮城県民会館】

- ・ 宮城県民会館は、昭和39年の建設から50年以上が経過し、建物の内外装の汚損や電気設備、舞台機構設備等の劣化など施設・設備の老朽化が進んでおり、建替等の必要性が生じている。
- ・ 令和3年2月に発生した福島県沖地震では、大ホール内に小さなコンクリート片や木片が落下したほか、壁面に多数のひび割れが起きるなどの被害が発生したことから数ヶ月程度の休館を余儀なくされているほか、近年、老朽化による施設・設備の更新工事に伴い、数ヶ月程度の休館が生じている。

【みやぎNPOプラザ】

- ・ 入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状態にある。
- ・ 既存施設を改修して利用しているため、会議室など諸室の規模が限られており、研修や交流イベントなどの自由度や参加人数が制限されている。
- ・ 以上のように、両施設とも施設の老朽化に起因する課題を解消し、文化芸術及びNPO活動の拠点施設としての機能を更に発揮するためには、早急な対応が必要であり、事業の時期は適当である。

4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

<ul style="list-style-type: none">・ 本県では、事業費の総額が10億円以上の事業については、PPP・PFI事業導入の検討を行っている。・ 本事業において、建設工事業に即していると考えられる国土交通省作成のVFM簡易算定モデル(平成29年4月)を使用し、VFMを算定した結果、PFI手法を採用することによる財政的なメリットを見いだすことはできなかった。・ 基本構想に掲げる基本理念及び基本方針を実現するためには、実際の利用者等からの意見を聴取し、施設の仕様の精度を上げていくというプロセスを繰り返しながら作業を進める必要があることから、性能発注に基づき民間事業者の創意工夫を引き出すPFI手法の効果は発揮されにくい。・ 以上のように、定量及び定性面から総合的に検討した結果、従来方式で整備を行うことが適切であると考ええる。
PPP・PFI導入調整会議等での検討結果
令和3年4月19日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式における手法が妥当と判断した。
<附属資料11 PPP・PFI検討調書>

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

<ul style="list-style-type: none">・ 現県民会館は、中心市街地に立地しており、搬入口に面した道路が一方通行であることに加え、車両通り抜けや留め置き、駐車ができず、資材搬入が困難であり、施設の管理・運営上、大きな支障をきたしている。・ 「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」において、2,000席規模の施設を設置するためには現地での建替は困難であり、整備候補地は仙台医療センター跡地が適地との見解で一致した。・ また、「県有施設再編等の在り方検討懇話会」においても、公有地を有効に活用する観点から、利活用が可能な複数の県有地等から優先的に検討を行った結果、仙台医療センター跡地が整備候補地として適地と判断された。・ その結果を踏まえ、「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」において、県内外の利用者が見込まれる施設として求められる交通アクセスに優れていること、施設に必要な面積が確保できること、周辺施設との連携可能性等を考慮し、仙台医療センター跡地を整備予定地とした。・ 整備予定地は、JR仙石線宮城野原駅と直結していることに加え、仙台からも約2kmに位置している。また、国道45号線に近接するほか、仙台東部道路や仙台南部道路の最寄りインターチェンジから近いこと、高速道路網による県北・県南地域からのアクセスも容易であり、交通利便性の高い立地である。・ 整備予定地の周辺には、仙台市都市計画マスタープランで「スポーツ交流拠点」に位置づけられている宮城球場、仙台市陸上競技場が立地し、緑の拠点となる榴岡公園が隣接していることに加え、県の広域防災拠点の整備が予定されている。これらの施設と連携することで、広域的多様な交流による機能連携の強化や推進が図られ、新たな賑わいの創出が期待される。・ 以上のことから、仙台医療センター跡地は、広域的なアクセス性が高い点、仙台市において多様な交流と機能連携の推進を目指すエリアにある点、敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点、周辺施設との連携が可能な点が特徴であり、多くの県民や県外からの来訪者が訪れ、滞在し、時間を過ごすことに適した立地と言え、整備予定地として適切である。
--

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

<ul style="list-style-type: none">○ 老朽化の解消及び機能性の向上<ul style="list-style-type: none">・ 集約・複合化施設の整備により、現施設が抱える老朽化に起因した様々な課題を解消することで、両施設のこれまでの取組を発展・強化することができる。○ 集約・複合化による施設規模の適正化<ul style="list-style-type: none">・ 会議室やカフェ等の類似した用途の諸室や共用利用可能な諸室、廊下やトイレ等の共用部を共有化することにより、施設規模の適正化を図ることができる。
--

- ・ 施設規模の適正化に伴い、稼働率の向上や施設管理の効率化が図られる。
- 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することによる相乗効果
 - ・ 文化芸術に触れる人の増加や裾野の拡大
 - ・ 文化芸術を通じた社会包摂の実現
 - ・ 社会課題解決に関心の高いアーティスト・クリエイターの集積

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- ・ 集約・複合化施設の整備にあたっては、環境評価条例の対象にはならないが、施設の特徴を踏まえ、施設周辺には広場等を整備し、広く県民の利用に供することとする。
- ・ 整備予定地の周辺には医療機関、住宅及び教育施設等が立地していることから、騒音、振動及び渋滞等への配慮が必要となるが、これらの影響が発生しない施設設計及び配置の検討、建築技術の採用等により、対応が可能である。
- ・ 以上のことから、周辺に関する影響は少ないと考える。

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

- ・ 現時点では、特段のリスクは想定されない。

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 A (再掲)	調査費	101.5百万円
	設計費	927.8百万円
	工事費	24,309.8百万円 (監理費含む)
	その他(用地費, 負担金等)	0百万円
	合 計	25,339.1百万円
	【財源内訳】	
	一般単独事業債	
	起債	18,827.0百万円
	一般財源	6,512.1百万円
	合 計	25,339.1百万円
維持管理費 B (再掲)	30年間の維持管理費の累計 <建設後の施設の利用を令和10年～令和39年の30年間と想定>	
	人的経費	5,915.0百万円
	修繕・補修関係経費	15,157.5百万円
	※15年目に設備更新, 30年目に大規模改修を予定	
	運営・管理経費	12,202.8百万円
	その他(一)	0百万円
	合 計	33,275.2百万円
	【財源内訳】	
	一般財源	
	合 計	33,275.2百万円
合計 A+B (再掲)	58,614.3百万円	
	【参考：現在価値換算後】	
	37,756.9百万円	
	<割引率1.8%> (30年国債の過去30年平均)	

投入職員数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4～6年度（設計時） 延べ360人（4人×2.5日×36カ月） ※ 消費生活・文化課職員が関係課室，施設利用者及び受注者等との打合せを月2～3日実施を想定 ○ 令和7～10年度（建築時） 延べ480人（4人×2.5日×48カ月） ※ 消費生活・文化課職員が関係課室，施設利用者及び受注者等との打合せを月2～3日実施を想定
関連事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現県民会館の解体・撤去等 実施期間：令和9年度～令和11年度（設計・工事）（予定） 事業費：未定 ○ 集約・複合化施設の開館準備業務 実施期間（想定）：令和10年度（予定） 事業費（想定）：未定

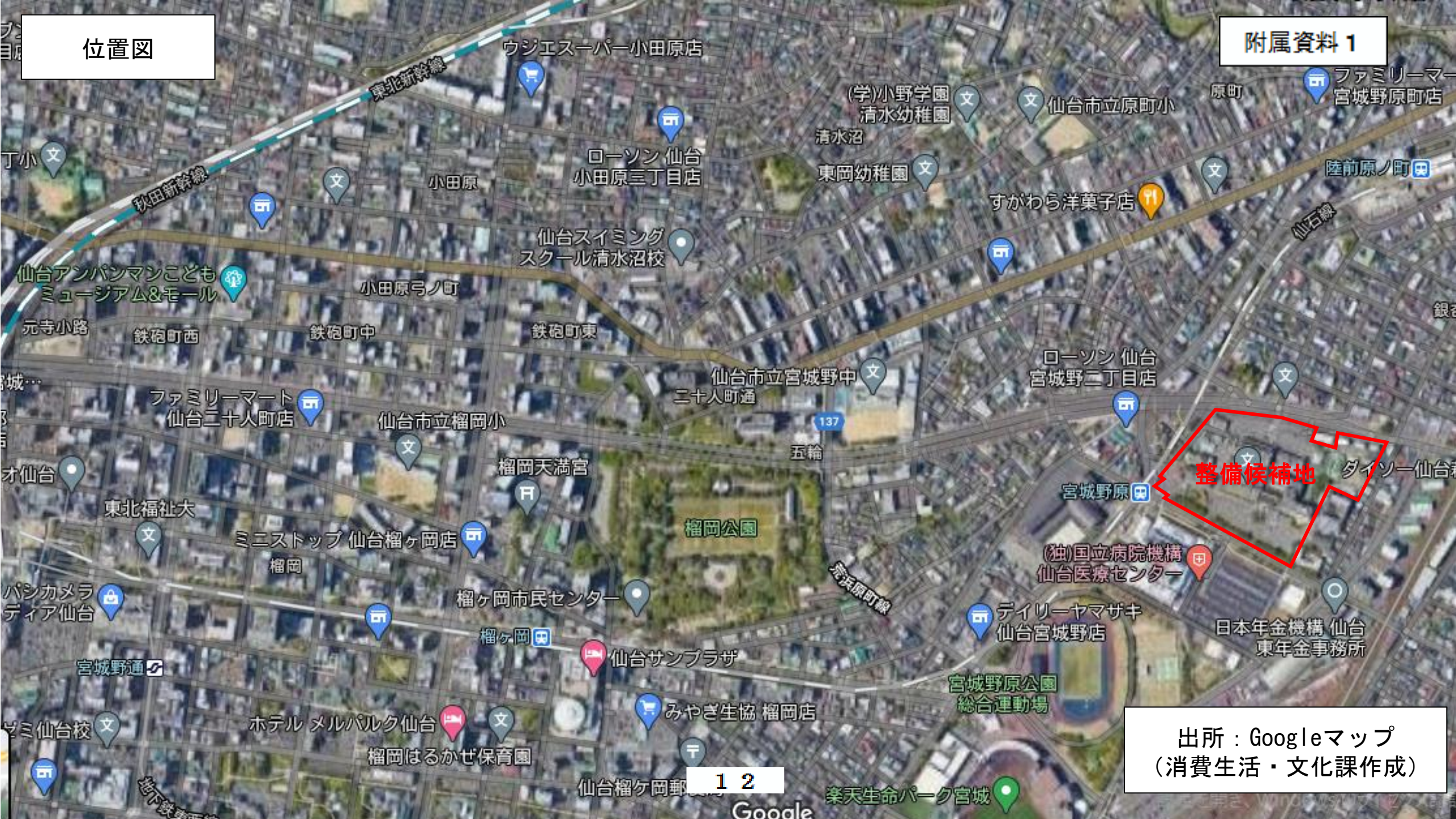
以上のとおり，宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業について県が評価を行った結果，事業の実施は適切と判断した。

附属資料一覧

番号	資料名	頁
1	仙台医療センター跡地 位置図	12
2	仙台医療センター跡地 現況写真	13
3	宮城県民会館 施設概要	14
4	みやぎNPOプラザ 施設概要	16
5	新・宮城の将来ビジョン（令和2年12月策定）抜粋	18
6	新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月）抜粋	20
7	宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（令和3年3月）抜粋	23
8	宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（令和3年3月改定）抜粋	26
9	県有施設等の再編に関する基本方針	31
10	仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想	71
11	PPP・PFI簡易検討調書	125

位置図

附属資料 1



整備候補地

出所：Googleマップ
(消費生活・文化課作成)



トップページ > 施設のご案内

施設のご案内

施設の概要

昭和39年(1964年)竣工、同年9月1日に開館いたしました。

敷地面積	3,627.96平方メートル
建築面積	3,195.27平方メートル
建築総面積	12,470.07平方メートル
構造	鉄骨鉄筋コンクリート・地下1階・地上6階



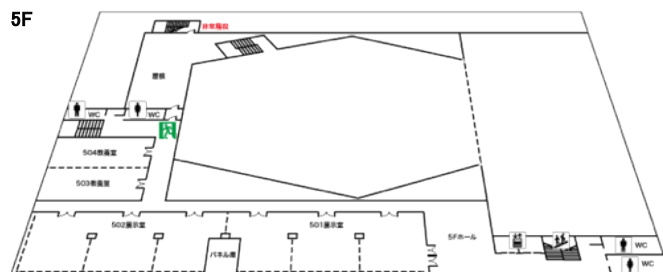
所在地 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-3-7
 連絡先 TEL:022-225-8641 FAX:022-223-8728

フロアマップ

マップ画像のクリックで拡大できます。



- [601 大会議室](#)
- [602 中会議室](#)
- [603 小会議室](#)
- [604 小会議室](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)



- [501 展示室](#)
- [502 展示室](#)
- [503 教養室](#)
- [504 教養室](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)



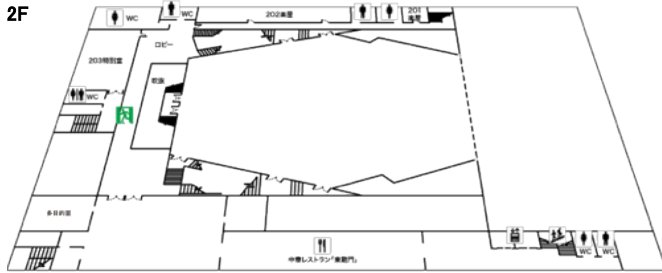
- [401 中会議室](#)
- [402 リハーサル室](#)
- [403 和室](#)
- [404 和室](#)
- [405 小会議室](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)



- [305 和室](#)
- [ミーティングカルチャールーム](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)

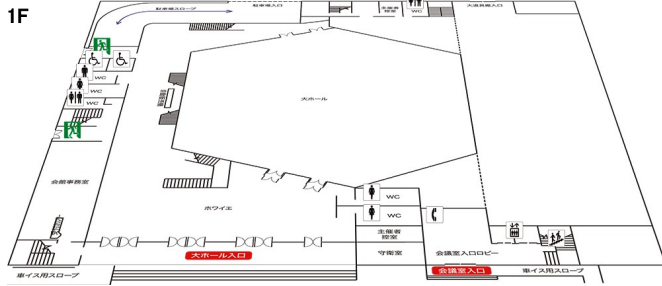


2F



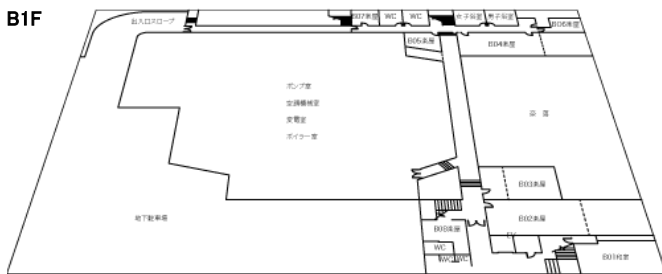
拡大画像
PDF

1F



大ホール
拡大画像
PDF

B1F



B01 和室
拡大画像
PDF

すぶ、お手伝い

みやぎNPOプラザは、こうした県内のNPOがより活発に活動ができるように、情報の受発信や場所の提供、多様な人との出会いや学びの機会を作り、NPOがよりよい市民社会を構築していけるよう、人と地域をむすぶお手伝いをしています。



サポートプログラム

ツールの作成

●パソコンや印刷機等を利用し、チラシ作成などができるほか、封詰めや梱包などもできる作業室があります。

拠点や設備の提供

●事務所やショップ、レストランなどの活動拠点を構えられるほか、事務業務に必要な、ロッカーやレターケースなどがあります。

●ご利用にあたって

みやぎNPOプラザは、県民の非営利で自発的に行う社会的・公益的な市民活動を総合的に支援するための施設です。そのため、ご利用いただくにあたっては、支援対象や利用内容が要件に該当するか確認し、判断させていただいております。利用要件など、詳しくは、窓口にお問合せください。

みやぎNPO情報ネット

みやぎNPO情報ネットは、NPO・市民活動を支援する情報サイトです。「みやぎNPOプラザ」の講座や利用案内、NPO法人認証団体やNPOのイベントのお知らせ、会員・ボランティア募集、助成金情報など、役立つ情報が満載です。身近な話題いっぱいスタッフ・ブログ「をむすび日記」も開設しています。

<http://www.miyagi-npo.gr.jp>

情報掲載は

E-mail: info@miyagi-npo.gr.jp

FAX: 022-256-0511

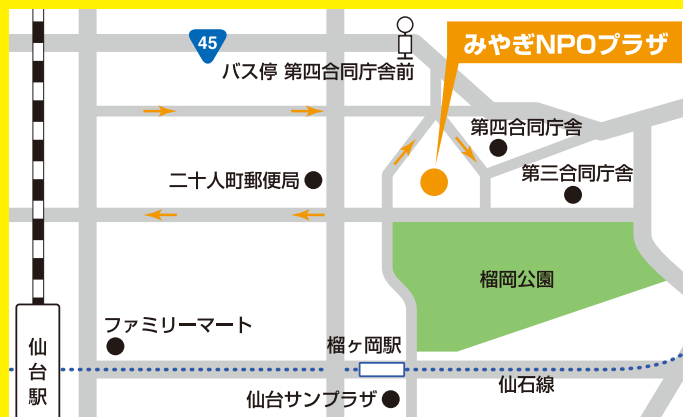
県内のNPO支援センター

県内の各地域にも、地域のNPOを支援する施設があります。
お近くの施設もぜひご利用ください。

- 1 気仙沼市民活動支援センター**
〒988-8501 気仙沼市八日町1-1-1
気仙沼市役所ワントン庁舎1階
TEL:0226-22-6600(内線337)
FAX:0226-24-8605
- 2 栗原市民活動支援センター**
〒987-2216 栗原市築館伊豆2-6-1
TEL:0228-21-2060
FAX:0228-21-2061
- 3 とめ市民活動プラザ**
〒987-0511
登米市迫町佐沼字南元丁41-5
TEL/FAX:0220-44-4167
- 4 大崎市民活動サポートセンター**
〒989-6162
大崎市古川駅前大通1-5-18
TEL:0229-22-2915
FAX:0229-22-9955
- 5 石巻市NPO支援オフィス**
〒986-0832 石巻市泉町3-1-63
TEL/FAX:0225-23-3641
- 6 塩竈市協働推進室**
〒985-0052 塩竈市本町9-30
TEL:022-361-1773
FAX:022-361-1782
- 7 多賀城市市民活動サポートセンター**
〒985-0873 多賀城市中央2-25-3
TEL:022-368-7745
FAX:022-309-3706
- 8 仙台市民活動サポートセンター**
〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-3
TEL:022-212-3010
FAX:022-268-4042
- 9 名取市民活動支援センター**
〒981-1232 名取市大手町5-6-1
TEL:022-382-0829
FAX:022-382-0841
- 10 岩沼市民活動サポートセンター**
〒989-2433 岩沼市楼2-8-30
TEL:0223-35-7205
FAX:0223-35-7265
- 11 白石市民活動支援センター**
〒989-0225 白石市東町1-6-1
TEL:0224-22-6880
- 12 みやぎNPOプラザ**
〒983-0851
仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
TEL:022-256-0505
FAX:022-256-0533



開館時間 平日 9:30~21:30 日・祝日 9:30~17:30
休館日 月曜日(祝日に当たる場合も休館) 年末年始(12月29日~翌年1月3日)
所在地 〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533
E-mail: npo@miyagi-npo.gr.jp



交通案内 電車: JR仙石線榴ヶ岡駅下車 徒歩7分
バス: 仙台市営バス、宮城交通「第四合同庁舎前」下車 徒歩3分
駐車場: 47台(内、車いすマーク駐車スペース2台)
※できるだけ、公共交通機関をご利用ください

管理・運営(指定管理者) 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

附属資料 4

人と地域をむ

市民が自発的に知恵と力を合わせて、地域のさまざまな課題を解決するために非営利で活動をしているNPO(Nonprofit Organization)。近年、行政だけでは担いきれなくなってきた市民社会を、共に支える存在として、大きな期待が寄せられています。

みやぎNPOプラザの

情報の提供と発信

- NPOに関する情報を、館内の資料(書籍やファイル等)やインターネット検索で入手できます。
- 情報誌One to Oneやメールマガジンなどで、NPO施策や圏域情報、助成金情報、NPO法人認証団体を紹介しています。
- チラシ・ポスター等の設置や「みやぎNPO情報ネット」に情報掲載の依頼ができます。

講座の開講

- 会計や団体運営などの講座を開催し、NPOに必要な知識や情報を得ることができます。
- NPOの活動が充実するよう、圏域での出前講座などを開催します。

無料相談

- 会計やNPO設立、組織運営など、専門家が無料で相談に応じます。
- 窓口での相談は、随時受け付けています。

圏域NPOの力付け

- 県内各地のNPO同士の連携や交流を図る事業を、開催しています。
- NPO支援センターを対象に、交流や人材育成の機会を提供しています。

場所の提供

- 会議や講座などに利用できる会議室や、打合せや情報収集ができる、フリースペースの交流サロンなどがあります。

みやぎNPOプラザ をむすび 案内帳

人をむすぶ
情報をむすぶ
地域をむすぶ
お手伝い。

宮城県民間非営利活動プラザ

施設のご案内

1 NPOルーム



- 大、中、小3タイプの鍵付きの事務室が10室あります。
- 各室に電話回線、およびLAN回線用モジュージャックがあります。

2 研修室・会議室



- 4つの会議室があり、会議や研修会などに利用できます。(運動や演奏などの利用は不可)
- 第3会議室はカーペット敷で、託児などにも使えます。

3 共同作業室



- 印刷機、カラーコピー機(A3まで/有料)、紙折り機、裁断機、電動パンチ、シュレッダーがあり、チラシやニュースレターなどの作成ができます。
- 印刷機は1製版あたり2000枚までで、1日トータル6000枚(両面印刷の場合は3000枚)が限度です。用紙はご持参ください。

4 ロッカールーム



- 書類や備品を収納保管できる、大、小2種類のロッカーを有料で貸し出しています。暗証番号式鍵のため、会員の皆さんで利用できます。

5 NPOショップ



- NPO・市民活動団体が取り組む、コミュニティビジネスのスペースです。常設ショップ2区画と短期ショップ1区画があります。

9 玄関ホール



- NPOのニュースレターやチラシ等を設置しています。

6 交流サロン



- 打ち合わせ、簡単な作業などに、予約なしで無料で利用できる、フリースペースです。
- NPOに関するさまざまなパンフレットやチラシを設置、掲示しています。
- NPO法人や法人認証申請団体の資料、NPOに関する書籍等はサロン内で閲覧できます。
- NPOに関する情報収集や、書類作成などに使用できるパソコンも、無料(受付要・1時間まで)で利用できます。

7 受付・相談コーナー

- プラザの総合窓口です。会議室等の貸室、チラシ・ニュースレターの設置、印刷機や備品などの各種利用申込はこちらへどうぞ。
- NPOについての質問やご相談も、気軽にスタッフにお声がけください。



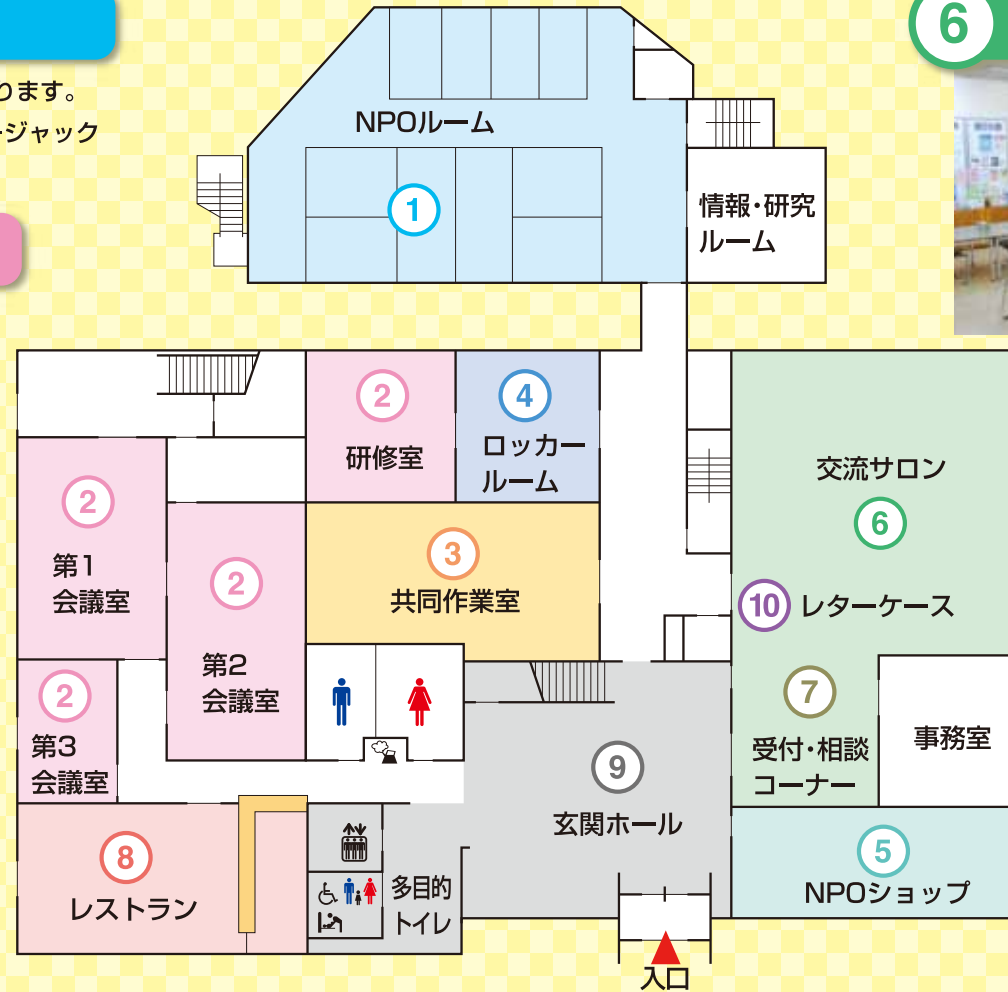
8 レストラン

- NPOが運営するレストランです。

10 レターケース



- 私書箱となるレターケースをNPOに無料で貸し出し、郵便、FAXの取次ぎを行っています。



活動のお手伝い

貸室

- 申込受付時間(休館日を除く)【窓口】9時30分～閉館時間【電話・FAX・メール】10時～閉館時間
- 利用日の3ヶ月前より、窓口、電話、FAX、メールにて予約を受け付けます。予約をした日から10日以内に、窓口で利用料をお支払ください。期限内に手続きがない場合は、無効となります。
- 第2会議室のみ、分割で利用できます。(分割利用の予約受付は1ヶ月前から)
- 申込手続き後の利用日の変更は、前日までに連絡の場合、1回のみ可能です。

- 手続き後のキャンセルの場合、返金いたしません。

●利用料金

貸室名	定員	料金(時間)
研修室	21	300円
第1会議室	42	400円
第2会議室(全面)	42	400円
第2会議室(分割)	18	200円
第3会議室(和室)	20	200円

NPOルーム、常設・短期ショップ、レストラン

NPOルーム、常設ショップ、レストラン

空き室が出る際に使用団体を公募します。募集要項に沿ってお申し込みください。使用団体は選考審査で決定します。

短期ショップ

短期ショップは6日以上2ヶ月まで使用でき、その後は他に使用申し込みがない場合に限り、通算6ヶ月まで延長可能です。使用団体は随時募集していますので、所定の用紙でお申し込みください。

●利用料金

部屋名	広さ	料金(月)
NPOルーム事務室大	約18㎡	18,500円
NPOルーム事務室中	約9㎡	9,200円
NPOルーム事務室小	約4㎡	4,100円
レストラン	約75㎡	15,400円
常設ショップ	約10㎡	10,200円
短期ショップ	約5㎡	200円/日
LAN	1回線	1,000円

※レストランの水道光熱費は別途。

ロッカー・レターケース

ロッカー

募集期間中に所定の用紙でお申し込みください。申込多数の場合は抽選により選考します。

レターケース

所定の用紙でお申し込みください。定員に達し次第、締め切ります。

※毎年3月に次年度の使用団体を募集します。空きがある場合は、年度途中で申し込み可能です。詳しくは窓口まで、お問合せください。

●利用料金

設備	サイズ	数量(個)	料金(月)
ロッカー大	W42cm×D42cm×H97cm	30	500円
ロッカー小	W41cm×D49cm×H41cm	20	200円
レターケース	A4サイズ 深さ7cm	60	無料

貸出備品

- 使用申し込み方法は貸室と同様です。
- 支払済の利用料は返金いたしません。

※申込手続きなどの詳細は、窓口までお問合せください。

●利用料金

備品	受付	使用料
印刷機	要	100円/製版1回
カラーコピー機	不要	モノクロ10円/枚、カラ-50円/枚
マイク	要	100円/時間
OHP	要	100円/時間
プロジェクター	要	100円/時間
スクリーン	要	100円/時間
DVDデッキ	要	100円/時間
ビデオデッキ	要	100円/時間

政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

2030年には、地域独自の魅力が磨かれ、「宮城県に住んで良かった」と思う人が多数を占めており、それが移住・定住につながり、社会減の進行に歯止めをかけることで、持続可能な地域社会の形成が進んでいます。

つくる5

いきいき

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

年齢・性別・国籍等に関わらず多様な主体がいきいきと社会に関わるができる環境を整え、社会参画を促すとともに、様々な交流や特色ある地域活動等を促進します。あわせて、文化芸術・スポーツなど、県民の活動や学びのための場や人づくりを進め、それぞれの豊かな暮らしや地域の活性化につなげます。



首都圏における移住フェアでの地域の魅力発信



外国人技能実習生と地域との交流



県民が文化芸術に触れる機会を提供する芸術銀河（みやぎ県民文化創造の祭典）

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

つくる6

安全安心

(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

暮らしに必要な保健福祉や防犯などの基礎的な機能やサービスについて、地域の実情や社会の変化に対応し、関係機関や地域等が連携し、持続的なサービスの提供体制を構築するなど、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会をつくります。



交流しながらレクリエーションを楽しむ高齢者



障害のある方の介護現場での活躍



市町を跨ぐ広域路線バスと町内循環バス（女川町）

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

取組 14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

【現状・課題】

- 文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるほか、様々な施策との有機的な連携によって地域力の向上を図り、心のケアや地域コミュニティの再生などの社会的課題の解決につなげていくことが必要とされています。
- 我が県はプロスポーツチームが多数存在するなど、県全体でスポーツを楽しむ環境があるものの、子どもから大人まで、個々人が主体的にスポーツに親しむ機会は必ずしも多くはありません。
- 生涯学習は、時代の変化に応じた新たな知識の習得、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指して自発的に行うものであり、家庭・職場・地域において、共に学び、協力して学習することのできる環境整備が求められています。

【目指す宮城の姿】

- 多くの人々が文化芸術に触れ、気軽に携わることができるだけでなく、文化芸術の持つ力が多方面へ作用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野に良い影響を与えています。
- 誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送ることができるとともに、関わり方や楽しみ方が多様化し、スポーツを通じた様々な交流が県内各地で活発に行われています。
- あらゆる世代が充実した生活を送り、新しいことにチャレンジできるよう、それぞれのライフステージにふさわしい学びができる機会が充実しており、その成果が社会に生かされています。



【実現に向けた方向性】

- ◇ 芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◇ 文化芸術やスポーツの持つ力を、教育の充実や観光の振興、地域活性化などに最大限活用します。
- ◇ 働く人や高齢者、障害者等、様々な人の生涯にわたるスポーツ活動の推進や、スポーツを身近に感じる環境づくりを進めます。
- ◇ 全国的・国際的なスポーツ大会で活躍できる人材を育成します。
- ◇ 大学などの教育機関による学びなおしの機会提供や、図書館、公民館等の社会教育施設と住民との連携等による学びの活性化を促進します。

3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

このため、政策推進の基本方向のひとつとして「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を掲げ、以下の2つの分野、5つの取組を進めます。また、これらの取組の成果を総合的に把握するための指標を3つ設定しました。

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる	
取組 10	就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進
取組 11	文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興
(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる	
取組 12	生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供
取組 13	障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現
取組 14	暮らし続けられる安全安心な地域の形成

目標指標 (数値目標)	初期値	目標値	
人口の社会増減 (人)	-1,983 人 (R1 年)	0 人 (R6 年)	0 人 (R12 年)
暮らしの満足度 (宮城で暮らして良かったと思う県民の割合) (%)	86.8% (R2 年)	88% (R6 年)	90% (R12 年)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均) (年)			
男性	72.39 年 (H28 年度)	73.21 年 (R6 年度)	73.76 年 (R12 年度)
女性	74.43 年 (H28 年度)	75.25 年 (R6 年度)	75.78 年 (R12 年度)

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

11-1 文化芸術の振興

- ① 県民が主体となって行う文化芸術活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、地域文化の成り立ちや魅力を伝える啓発活動を実施します。
- ② 学校教育や社会福祉等と連携し、子どもから大人まで、高齢者・障害者の文化芸術活動の充実を図るとともに、新しい県民会館等の整備や美術館のリニューアルを進め、あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくりに努めます。
- ③ 県民に芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の芸術文化活動を支援します。
- ④ 美術館において、展示事業、創作室等を活用した教育普及活動の充実を図ります。
- ⑤ シニア美術展の開催を通して、創作作品を募集・展示し、高齢者の文化活動を推進します。
- ⑥ 美術・演劇・音楽等の創作活動に取り組む障害者に作品発表の場を提供すること等を通して、障害者による文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

11-2 文化芸術やスポーツの多方面への活用

- ① 観光、まちづくり、国際交流、教育、福祉、産業等の分野と連携した文化芸術施策の展開により、様々な社会課題を解決し、地域力の向上に努めます。
- ② 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域資源である文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。

11-3 生涯スポーツの振興

- ① 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣等や、宮城県シニアスポーツ大会の開催により、高齢者の生きがいと健康づくりを促進します。
- ② 幅広い年代の県民にスポーツ活動の機会を提供するため、地域におけるスポーツイベントを開催するとともに、県民がいつでも好きなスポーツに取り組めることを目指し、総合型地域スポーツクラブの創設及び育成を支援します。
- ③ 障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成確保し、障害者スポーツへ参加する機会の充実を図ります。

11-4 スポーツで活躍できる人材の育成

- ① スポーツ団体と連携して、優れた素質をもつジュニアアスリートを発掘・育成するとともに、ジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図ります。
- ② 次代を担う指導者の人材確保及び指導力向上を目的とした研修会等を開催するとともに、トップアスリートの指導ができる中核指導者の育成を支援します。

11-5 様々な機会の学びの活性化

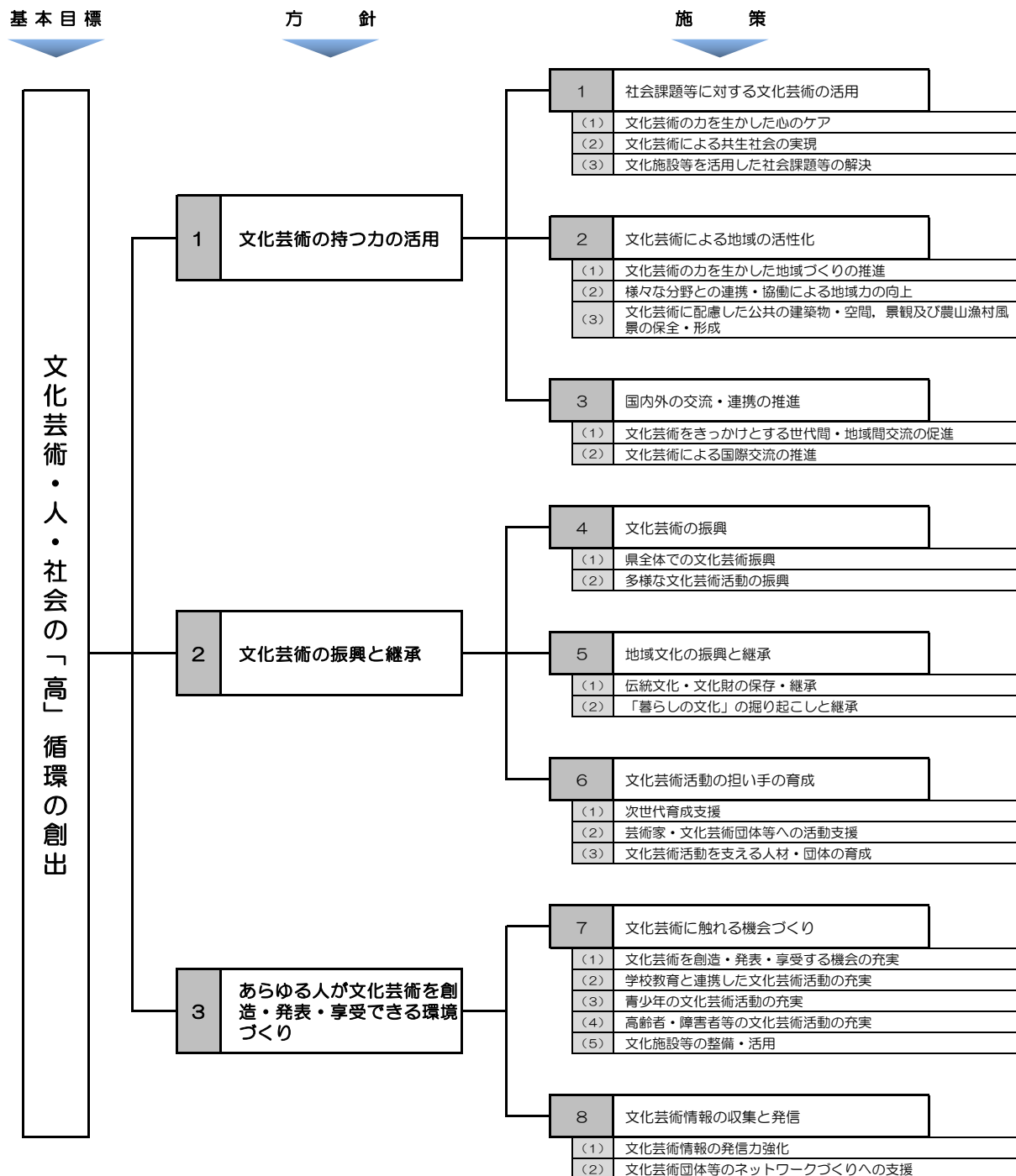
- ① 高齢者の学習ニーズに応えるための学習の場（宮城いきいき学園）の提供を通して、地域社会の発展に寄与できる高齢者の地域リーダーとなる人材の育成と社会貢献活動への参加を促進します。
- ② 自然の家において地域活動の受入れや出前講座を積極的に行い、地域力の向上を図ります。
- ③ 県民一人ひとりが、生涯にわたり学び続けられる環境を整えるため、学習・実践活動等の情報を整理した生涯学習プラットフォームを整備していきます。
- ④ 学校や社会教育施設、NPO等の関係機関との連携・協力のもと、多様な学習機会の提供のほか、生涯学習を推進する人材の育成を進めていきます。

目標指標 (KPI)	初期値	目標値
みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化 (%)		
文化芸術が身近な所で様々な分野に活用され地域の活性化に役立っていると思う人の割合	27.5% (R2 年度)	60% (R6 年度)
不安を抱える方々の心のケアのために文化芸術の果たす役割が大切だと思う人の割合	66.5% (R2 年度)	80% (R6 年度)
総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率 (%)	77.1% (R2 年度)	100.0% (R6 年度)
生涯学習プラットフォーム閲覧数 (セッション数) (件)	- (R3.1 月より公開)	48,000 件 (R6 年度)
市町村社会教育講座の参加者数 (人口千人当たり) (人)	744 人 (H30 年度)	756 人 (R6 年度)

第5章 施策展開

本章は方針を実現するために、今後取り組んでいくべき項目を施策として取りまとめたものです。

施策体系図



方針1 文化芸術の持つ力の活用

2 文化芸術による地域の活性化

(2) 様々な分野との連携・協働による地域力の向上

- ① 観光、まちづくり、国際交流、教育、福祉、産業等様々な分野と連携した文化施策を展開し、地域力の向上に努めます。
- ② 文化芸術に関する製品及びサービス、文化芸術的な付加価値を有する服飾及び装飾品などの関連産業の振興と発信力の向上に努めます。
- ③ 歴史的街並みや現代アートなどを活用した観光産業の振興に努めます。
- ④ 映像、音楽、アニメーション等のコンテンツ産業の振興に努めます。
- ⑤ 大学、企業等との連携により、文化に関する新産業の創出のほか、経営面及び技術面での助成支援に努めます。

取組事例

- 先進的文化芸術創造拠点形成事業 【消費生活・文化課】
- 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の運営【共同参画社会推進課】
- 障害者芸術文化活動支援事業 【障害福祉課】
- 伝統的工芸品産業振興費補助金 【新産業振興課】
- みやぎデジタルフォトライブラリー 【観光課】
- SNSやVRなどを活用した観光資源の魅力向上 【観光課】
- 大型観光イベントへの支援 【観光課】
- 外国青年招致事業 【国際企画課】
- むらまち交流拡大推進事業 【農山漁村なりわい課】
- 文化財の観光活用による地域交流の促進事業 【文化財課】

方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

7 文化芸術に触れる機会づくり

(5) 文化施設等の整備・活用

- ① 他の公共施設等と同様に老朽化が進む文化施設において、将来の利用需要や新たなニーズを踏まえた施設の在り方を検討し、適切な整備に努めます。
- ② 文化施設を県民により身近で利用しやすい場所とするため、公立文化施設の企画力やマーケティング能力、事業遂行能力の向上とともに、県民との協働企画など、県民ニーズに応じた多様な企画が推進されるよう努めます。
- ③ 文化施設間の連携を進め、事業の共同化など連携体制の構築に努めます。
- ④ 地域に根ざした個性ある展示企画の促進を図り、多様な創作活動や鑑賞・発表の場の拡充促進に努めます。
- ⑤ 学校教育と社会教育の連携を図り、施設の効率的な活用により、生涯学習の充実に取り組みます。
- ⑥ 児童館・公民館など、県民に身近な施設が文化芸術活動拠点として活用されるよう努めます。

取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 慶長使節船ミュージアム管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の展示事業） 【生涯学習課】
- 美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の収集、保存事業） 【生涯学習課】
- 東北歴史博物館企画展示事業 【文化財課】
- 展示施設としての児童館・公民館等の活用
- 新たなニーズに対応した文化施設の整備

る中、NPOはオンラインでの会議などICT^{※6}を活用した様々な取組を先駆的に行ってきました。一方で、市民に寄り添いながら状況に応じて対面での人と人との交流による活動も継続しています。

NPOの有するこのような先駆性や柔軟性は、多様化・複雑化しつつある社会課題の解決にとって重要な要素であり、今後、行政をはじめとする多様な主体との協働の中に取り込んでいくことが求められています。

第2節 基本計画における基本理念

前計画（第4次）の基本理念である「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。

第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を掲げます。

1 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促す情報発信を行います。また、NPOが自立して継続的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。

2 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進します。また、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築します。

※6 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で情報通信技術のこと。従来から使われていたIT（information Technology, インフォメーション・テクノロジー）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉です。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであるソーシャルメディアもこれにあたり、ICT活用による人と人とのつながりの創出や、身近な人々とのつながりの補完、地域内の共助促進などが期待されています。

第4章 施策と事業

第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。

基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

第1節 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

1 NPO活動への社会の理解と参加促進

(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進

企業・行政・市民それぞれの立場を越えた人的交流や、市民セクターを支える資金の流動を図るため、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを行う機能の強化や寄附に関する情報発信、学校教育や社会教育など教育活動の中でのボランティアや寄附への関心や理解をより深める取組の実施及び社会人の様々なスキルや経験を生かしたプロボノの有効性や社会貢献効果等に関する情報の発信などの取組を推進します。また、受け入れる側についても、情報公開の責任を果たすため、ボランティアや寄附に関する事項などについての積極的な情報発信や情報公開に関する意識の向上や体制の整備が求められていることから、それらを促進する取組を進めます。

(2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供

NPOに対する社会の理解と多様な人々のNPO活動への参加を促進するため、みやぎNPOプラザによる資料やパンフレットの発行等、みやぎNPO情報ネット^{※7}やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)^{※8}等のICTを活用した情報発

※7 みやぎNPO情報ネット…みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された、情報提供サイト。NPO施策やNPO活動紹介、ボランティア・マッチング情報、助成情報など、NPOに関する情報を掲載しています。

※8 ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)…英語表記ではSocial Networking Serviceで、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスをいいます。

る講座、他のNPO活動の状況など、NPOが必要とする情報について、みやぎNPO情報ネットや情報誌に掲載するとともに、ICTを積極的に活用した情報発信を行います。

(4) 認定NPO法人への移行促進

認定NPO法人は高い公益認定の基準に適合しなければならないため、社会的信頼が増すとともに、寄附金控除や損金算入限度額の拡大、寄附分の相続税非課税などの税制優遇制度があるため、寄附金が集めやすくなるなどのメリットがあります。NPOがこれらの制度を活用して寄附を募ることができるように、認定NPO法人について市民・企業及びNPOへ周知し、認定NPO法人の申請や運営に関する相談を実施するなど、認定NPO法人に移行しやすい環境づくりに努めます。

第2節 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

1 みやぎNPOプラザの機能の充実

(1) 基盤整備機能

① 情報収集・提供機能

みやぎNPO情報ネットを運用するとともに必要に応じて改修します。また、情報誌の発行、みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信します。

② 相談・コーディネート機能

法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施します。研修については、NPOのニーズに応じ人材育成等を含めるなど、研修内容の充実を図ります。また、市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。さらに、様々な世代が時間や場所を気にせずに参加できるよう、ICTを積極的に活用して、NPOに関する講座等を実施し、NPO活動への参加に結び付けていきます。

③ 調査研究機能

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

④ 活動拠点等の提供機能

NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間のネットワーク及びNPOと各種団体とのネットワークの形成を促進します。また、常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援します。

(2) 広域的促進機能

みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、各地域における講座やイベントの開催など多くの市民が参加できる学習機会を提供し、広域的なNPO活動の促進を図ります。また、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、オンライン会議の活用やアウトリーチによる連携・協力を推進します。また、NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組みます。さらに、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます。

(3) NPO主体の運営

みやぎNPOプラザは、現在、NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営されています。その管理運営と事業の推進については、学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。また、NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即したより質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営を推進します。

2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化

(1) 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携

① 連携・協働体制の構築

各地域において様々なNPO活動の促進に関する施策が実施されるよう、地域におけるNPOのサポート役である市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築します。

② NPO支援施設を対象とした研修等の実施

NPO支援施設の支援力向上のためNPO支援施設職員を対象とした人材育成研修や、県内の中間支援組織、NPOを対象にニーズを踏まえた協働事業を実施します。

③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ

NPO支援体制が未整備な地域については、市町村に対してNPO活動の促進

に関する施策等について必要な情報提供等を行うとともに、NPOと市町村との連携・協働による地域課題の解決に向けた話し合いの仕組みづくりを支援します。

(2) 中間支援組織への支援

NPOが継続的かつ効果的に事業を展開していくためには、事業と組織のマネジメントに関するノウハウが必要であり、これらのノウハウを持つ中間支援組織の役割が重要になります。

そこで、それぞれの中間支援組織の自主性を尊重しながら、その運営力強化につながる取組やネットワーク化への支援を行います。

第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

1 NPOと行政との協働の推進

(1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進

① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開

政策の立案や事業の実施、結果の評価など政策プロセス全般において、市民やNPOが参加できるよう情報の公開及び提供を推進します。

② 政策立案への参加機会の拡充

パブリックコメント等、多様な方法を通じて、市民及びNPOから意見や情報を提供してもらうなど、政策提案を促すことにより、政策立案への参加の機会を拡充します。

③ 各種審議会委員の公募の推進

政策や事業に市民及びNPO関係者の意見が反映されるよう、各種審議会委員の公募を推進します。

(2) 協働の推進

① 多様な協働の推進

住民サービスを提供するパートナーとして、NPOとの連携・協力を深め、補助・助成や共催、後援、業務委託、情報提供、政策プロセスへの参加など、様々な形態の協働を推進するとともに、その実績等を公表することにより、情報の共有を図ります。また、NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことで、多様な主体との協働を進めていきます。